

2025年4月21日

株主各位

愛知県春日井市前並町二丁目12番地4
知多鋼業株式会社
代表取締役社長 太田 晴之

株式売渡請求に関する事前開示書類

(会社法第179条の5第1項及び会社法施行規則第33条の7に定める事前開示書類)

当社は、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同じです。）第179条第1項に規定する特別支配株主であるカヤバ株式会社（以下「カヤバ」といいます。）から、2025年4月2日付で、会社法第179条の3第1項の規定に基づき、当社の株主の全員（但し、カヤバ及び当社を除きます。以下「本売渡株主」といいます。）に対し、その有する当社の普通株式（以下「当社株式」といい、本売渡株主が所有する当社株式を「本売渡株式」といいます。）の全てをカヤバに売り渡す旨の請求（以下「本株式売渡請求」といいます。）をする旨の通知を受領し、同日開催の当社取締役会において、本株式売渡請求を承認することを決議いたしました。

本株式売渡請求に関する会社法第179条の5第1項及び会社法施行規則（平成18年法務省令第12号。その後の改正を含みます。以下同じです。）第33条の7に定める事項は以下のとおりです。

1. 特別支配株主の氏名又は名称及び住所（会社法第179条の5第1項第1号）

名称：カヤバ株式会社

住所：東京都港区浜松町二丁目4番1号

2. 会社法第179条の2第1項各号に掲げる事項（会社法第179条の5第1項第2号）

(1) 特別支配株主完全子法人に対して本株式売渡請求をしないこととするときは、その旨及び当該特別支配株主完全子法人の名称（会社法第179条の2第1項第1号）
該当事項はありません。

(2) 本株式売渡請求により本売渡株主に対して本売渡株式の対価として交付する金銭の額及びその割当てに関する事項（会社法第179条の2第1項第2号・第3号）

カヤバは、本売渡株主に対し、本売渡株式の対価（以下「本売渡対価」といいます。）として、その有する本売渡株式1株につき2,010円の割合をもって金銭を割当交付します。

(3) 新株予約権売渡請求に関する事項（会社法第179条の2第1項第4号）

該当事項はありません。

(4) 特別支配株主が本売渡株式を取得する日（以下「取得日」といいます。）（会社法第179条の2

第1項第5号)

2025年5月12日

- (5) 本売渡対価の支払のための資金を確保する方法（会社法第179条の2第1項第6号、会社法施行規則第33条の5第1項第1号）

カヤバは、本売渡対価を、カヤバが保有する現預金によって支払いを行うことを予定しております。カヤバは、公開買付届出書の添付書類として2025年2月6日時点のカヤバの預金残高証明書を提出しており、また、同日以降、売渡対価の支払に支障を及ぼす事象は発生しておらず、また今後発生する可能性も認識しておりません。

- (6) その他の本株式売渡請求に係る取引条件（会社法第179条の2第1項第6号、会社法施行規則第33条の5第1項第2号）

本売渡対価は、取得日以降合理的な期間内に、取得日の前日の最終の当社の株主名簿に記載又は記録された本売渡株主の住所又は本売渡株主が当社に通知した場所において、当社による配当財産の交付の方法に準じて交付されるものとします。ただし、当該方法による本売渡対価の交付ができなかった場合には、当社の本店所在地にて当社が指定した方法により（本売渡対価の交付についてカヤバが指定したその他の場所及び方法があるときは、当該場所及び方法により）、本売渡対価を支払うものとします。

3. 本売渡対価の総額の相当性に関する事項及び本株式売渡請求の承認に当たり本売渡株主の利益を害さないように留意した事項その他の会社法第179条の2第1項第2号及び第3号に掲げる事項についての定めの相当性に関する事項（会社法第179条の5第1項第4号、会社法施行規則第33条の7第1号）

- (1) 本売渡対価の総額の相当性に関する事項その他の会社法第179条の2第1項第2号及び第3号に掲げる事項についての定めの相当性に関する事項

本株式売渡請求は、カヤバが、当社株式の全て（ただし、カヤバが所有する当社株式及び当社が所有する自己株式を除きます。以下同じです。）を取得することにより、当社をカヤバの完全子会社とするための一連の手続（以下「本取引」といいます。）の一環として行われるものであり、本売渡対価は、カヤバが、2025年2月7日から2025年3月25日まで実施した当社株式に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）における当社株式1株当たりの買付け等の価格（以下「本公開買付価格」といいます。）と同一の価格に設定しております。

当社は、当社が2025年2月6日付で公表した「カヤバ株式会社による当社株式に対する公開買付けに関する意見表明及び応募推奨のお知らせ」（以下「2025年2月6日付当社プレスリリース」といいます。）の「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「③ 当社における意思決定に至る過程及び理由」に記載のとおり、以下の過程及び理由により、当社は、2025年2月6日開催の取締役会において、現にカヤバの職員を兼務している田坂康浩氏を除く、審議及び決議に参加した当社の取締役6名の全員一致で、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対しては、本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議をいたしました。なお、上記取締役会決議は、2025年2月6日付当社プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」

の「(6) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「⑥ 当社における利害関係を有しない取締役（監査等委員を含む。）全員の承認」に記載の方法により決議されております。

① 検討体制の構築

当社は、2025年2月6日付当社プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「③当社における意思決定に至る過程及び理由」に記載のとおり、2024年8月8日、カヤバから、当社株式の全て（ただし、カヤバが所有する当社株式及び当社が所有する自己株式を除きます。）の取得に係る提案を含む提案書を受領いたしました。

カヤバは当社の支配株主には該当しないものの、カヤバが当社の主要株主かつ筆頭株主であるとともに当社の主要な取引先でもあることを踏まえ、本取引に関する当社の意思決定に慎重を期し、本取引の是非や取引条件の妥当性等についての検討及び判断が行われる過程全般にわたってその公正性を担保する観点から、速やかに、カヤバから独立した立場で本取引について検討・交渉等を行うことができる体制を構築いたしました。具体的には、当社は、2024年8月下旬、本取引と同種の取引に関する公表内容等を踏まえ、専門性及び実績等を検討の上、カヤバ及び当社から独立したファイナンシャル・アドバイザーとしてSMB C日興証券株式会社（以下「SMB C日興証券」といいます。）を、リーガル・アドバイザーとして森・濱田松本法律事務所を、2024年9月上旬、第三者算定機関として東京共同会計事務所を、それぞれ選任いたしました。また、当社は、2024年9月3日開催の臨時取締役会（以下「本臨時取締役会」といいます。）における決議により、当社の社外取締役（監査等委員）である辻巻真氏及び平山勝觀氏、並びに外部有識者である川城瑛氏（弁護士・サウスゲイト法律事務所・外国法共同事業）の3名によって構成される、カヤバ及び当社から独立した特別委員会（以下「本特別委員会」といいます。）を設置し、本特別委員会に対し、本取引における手続の公正性、取引条件の妥当性等について諮問いたしました（本特別委員会の設置等の経緯、検討の経緯及び判断内容については、2025年2月6日付当社プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(6) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「④ 当社における独立した特別委員会の設置及び答申書の取得」をご参照ください。）。

また、当社は、2025年2月6日付当社プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(6) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「④ 当社における独立した特別委員会の設置及び答申書の取得」に記載のとおり、本特別委員会において、当社のファイナンシャル・アドバイザーであるSMB C日興証券、リーガル・アドバイザーである森・濱田松本法律事務所、及び第三者算定機関である東京共同会計事務所について、その独立性及び専門性に問題がないことを確認の上、その選任の承認を受けております。さらに、当社は、2025年2月6日付当社プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(6) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「⑤ 当社における独立した検討体制の構築」に記載のとおり、カヤバから独立した立場で、本公開買付けに係

る検討、交渉及び判断を行う体制（本公開買付けの検討、交渉及び判断に関与する当社の役職員の範囲及びその職務を含みます。）を当社の社内に構築すると共に、かかる検討体制につき独立性及び公正性の観点から問題がないことについて本特別委員会の承認を受けております。

② 交渉の経緯

当社は、上記体制を整備した後、本特別委員会により事前に確認された交渉方針や交渉上重要な局面における意見、指示、要請等に基づいた上で、SMB日興証券、森・濱田松本法律事務所及び東京共同会計事務所の助言を受けながら、本取引の是非及び取引条件の妥当性等に関して慎重に検討を行い、カヤバとの間で複数回にわたる協議・交渉を行いました。

具体的には、当社は、2024年10月7日、カヤバから、本公開買付価格を1,400円（提案日の前営業日である2024年10月4日の当社株式の終値917円に対して52.67%のプレミアムを加えた価格です。以下「第1回提案価格」といいます。）とする提案を受けました。2024年10月10日、当社はカヤバに対し、当社の第三者算定機関による当社株式価値の試算結果等を踏まえ、第1回提案価格は当社の企業価値を十分に反映したものとは評価できないものと考えており、提案価格を評価する際の指標の1つとして重視しているPBRの水準に鑑みても、当該提案価格は当社株主にとって到底満足し得る水準には達していないため、大幅な引上げの要請をいたしました。

2024年10月15日、当社は、カヤバから、本公開買付価格を1,650円（提案日の前営業日である2024年10月11日の当社株式の終値900円に対して83.33%のプレミアムを加えた価格です。以下「第2回提案価格」といいます。）とする提案を受けました。2024年10月16日、当社はカヤバに対し、当社の第三者算定機関による当社株式価値の試算結果等を踏まえ、第2回提案価格は当社の企業価値を十分に反映したものとは評価できないものと考えており、提案価格を評価する際の指標の1つとして重視しているPBRの水準に鑑みても、当該提案価格は当社株主にとって到底満足し得る水準には引き続き達していないため、大幅な引上げの要請をいたしました。

2024年10月23日、当社は、カヤバから、本公開買付価格を1,850円（提案日の前営業日である2024年10月22日の当社株式の終値890円に対して107.87%のプレミアムを加えた価格です。以下「第3回提案価格」といいます。）とする提案を受けました。2024年10月30日、当社はカヤバに対し、当社の第三者算定機関による当社株式価値の試算結果等を踏まえ、第3回提案価格は株式会社名古屋証券取引所（以下「名古屋証券取引所」といいます。）メイン市場における当社株式に対して、当社株式の上場来高値を超過するプレミアム水準であるものの、引き続き当社株主にとって配慮された価格ではないため、本公開買付価格を2,250円とする旨の提案を行いました。

2024年11月1日、当社は、カヤバから、本公開買付価格を2,000円（提案日の前営業日である2024年10月31日の当社株式の終値855円に対して133.92%のプレミアムを加えた価格です。以下「第4回提案価格」といいます。）とする提案を受けました。2024年11月5日、当社はカヤバに対し、当社の第三者算定機関による当社株式価値の試算結果等を踏まえ、第4回提案価格は名古屋証券取引所メイン市場における当社株式に対して、当社株式の上場来高値を超過するプレミアム水準であり、一定程度評価できる水準であるものと認識している

ものの、引き続き当社株主にとって配慮された価格ではないため、本公開買付価格を 2,100 円とする旨の提案を行いました。

2024 年 11 月 8 日、当社は、カヤバから、本公開買付価格を 2,010 円（提案日の前営業日である 2024 年 11 月 7 日の当社株式の終値 848 円に対して 137.03% のプレミアムを加えた価格です。以下「第 5 回提案価格」といいます。）とする提案を受けました。同日、当社はカヤバに対し、本特別委員会の意見も踏まえた検討の結果、最終的な意思決定は 2024 年 11 月 11 日に開催される当社の取締役会での決議によることを前提に、本公開買付価格を 2,010 円とするカヤバの提案に応諾する旨の回答を行いました。

その後、2024 年 12 月 24 日、当社は、カヤバから、日本の私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。その後の改正を含みます。以下「独占禁止法」といいます。）に基づく必要な手続及び対応が 2025 年 1 月下旬をもって完了する見込みである旨の連絡を受領し、そして、2025 年 1 月 28 日、当社は、カヤバから、独占禁止法に基づく必要な手続及び対応が完了したことから、本公開買付けを開始するための手続に要する期間等を考慮して、独占禁止法に基づく必要な手続及び対応が完了すること等の前提条件（注）

（以下「本公開買付前提条件」といいます。）が充足されることを条件に、本公開買付けを 2025 年 2 月 7 日に開始することを予定している旨の連絡を受領いたしました。

（注）①当社取締役会が、利害関係を有しない取締役の全員一致をもって、本公開買付けに賛同し、当社の株主に対して本公開買付けへの応募を推奨する旨の意見（以下「本賛同意見」といいます。）を表明することを決議し、これが公表され、かつ、本賛同意見が維持されていること、②本公開買付けに関連して設置された本特別委員会が、当社取締役会に対して、本賛同意見を表明することは相当である旨の答申を行い、当該答申を行ったことが公表され、かつ、当該答申が維持されていること、③日本における独占禁止法上のクリアランスの取得が完了していること又は本公開買付けにおける買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）の末日の前日までに当該クリアランスの取得が完了していると合理的に見込まれること、④本取引のいずれかが法令等の違反を構成せず、また、司法・行政機関等（裁判所、仲裁人、仲裁機関、監督官庁その他の国内外の司法機関・行政機関及び金融商品取引所その他の国内外の自主規制機関を総称しています。以下同じです。）に対して、本取引のいずれかを制限又は禁止する旨のいかなる申立て、訴訟又は手続も継続しておらず、本取引のいずれかを制限又は禁止する旨のいかなる司法・行政機関等の判断等も存在しておらず、かつ、その具体的なおそれもないこと、⑤本公開買付けの開始日において、当社に係る業務等に関する重要事実（金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）第 166 条第 2 項）で公表（法第 166 条第 4 項）されていないものが存在せず、また、当社株式に関する公開買付け等の実施に関する事実（法第 167 条第 2 項）であって公表（法第 167 条第 4 項）されていないものが存在しないこと、⑥法第 27 条の 11 第 1 項ただし書に定める当社又はその子会社の業務等に関する重要な変更その他の本公開買付けの目的の達成に重大な支障となる事情が生じていないこと、及び、⑦当社グループ（下記「③ 当社の意思決定の内容」において定義します。）の事業、財政状態、経営成績若しくはキャッシュ・フロー又はこれらの見通しに重大な悪影響を与える可能性のある事由、国内外の株式市況その他の市場環境、金融環境又は経済環境の重大な変化その他本

取引の実行が客観的に不可能又は著しく困難となる事情が発生又は判明しておらず、また発生又は判明することが見込まれていないことの充足を前提条件としていることです。

③ 当社の意思決定の内容

当社、国内連結子会社2社、国内非連結子会社1社及び海外連結子会社3社、海外関連会社2社からなる企業グループ（以下「当社グループ」といいます。）は、自動車関連を中心とする各種ばねの製造・販売を主として営んできましたが、創業以来、多品種・少量生産で取引先との関係強化を図り、堅調に売上高を進展させてきました。近時においては、自動車業界が急激な変革期にあると考えており、カーボンニュートラル等脱炭素社会の実現に向けた対応とあいまって、電動化、自動運転の技術開発が進展しています。当社グループにおいても、部品の軽量化への対応が必要となっている状況にある中で、取引先からの要求仕様に的確に応える製品を製造・販売することにより信頼を獲得し、営業基盤を築いてまいりました。

もっとも、近年では、ロシアのウクライナ侵攻や中東情勢緊迫化をはじめとする地政学的リスクの高まりやインフレ抑制に向けた各国の金融引き締めにより景気の減速が懸念される状況であり、特に自動車産業においては、自動車の製造における資材価格やエネルギー価格の高止まり、コロナ感染症による受注減及び工場稼働率の低下、電気・消耗品経費、機械修繕費、物流費及び人件費の高騰や為替相場の動向等の様々なコストアップにより、当社グループの収益性の低下が続いていると認識しています。また、当社グループの製造する各種ばねについては自動車製造に関連する顧客への販売が中心となっているところ、他の事業セグメントを営む顧客を新規に開拓することが当社グループの事業拡大につながる可能性があることを認識しつつも、当社が独自に新規開拓するための経営資源、生産技術力やノウハウには限界があり、実現できていない状況と認識しています。加えて、当社グループにおいては、経営層・管理職層の人材不足が進んでおります。当社グループは、組織統制を課題と捉え、組織力強化のために外部人材を採用して機能の補完、人材の育成を図ってきたものの、必ずしも十分な状況ないと認識しています。

また、当社は、カヤバをサプライチェーン上極めて重要かつ不可欠なパートナーとして認識しており、資本関係の維持を続けながら、友好な関係を築いてまいりました。具体的には、カヤバは、当社株式1,107,000株（所有割合：11.56%）を所有する当社の筆頭株主であるとともに、当社売上に占めるカヤバ及びカヤバの関係会社（連結子会社29社、持分法適用関連会社4社、非連結子会社3社、持分法非適用関連会社3社。以下、カヤバ及びカヤバの関係会社を総称して「カヤバグループ」といいます。）向けの割合は3割超となっており、海外においては、カヤバと当社にて合弁会社3社を線ばねや薄板ばねの製造・販売拠点として有しております。

一方で、当社はカヤバの子会社ではないことにより、カヤバグループ及び当社グループ間の経営資源・ノウハウの共有や情報交換には慎重にならざるを得ないという限界があるものと認識しています。具体的には、カヤバが当社に対して企業価値の向上に資する経営資源やノウハウの提供を行っても、利益の一部が当社の一般株主へ流出してしまい、カヤバとしてそのような経営資源やノウハウの提供に経済合理性を認めにくい状況が生じる可能性があります。また、カヤバと当社との取引関係においても、当社の一般株主の利益が害されないよ

う配慮する必要があるところ、現時点で具体的な不都合が生じているわけではないものの、今後の競争環境や市場環境の変化によっては、カヤバ及び当社の置かれた状況が複雑化し、このような当社の一般株主の利益保護に向けた対応も容易でなくなる可能性もある等、カヤバと当社の一般株主との間で利益相反が生じ得る現状の資本関係の維持は両社の取引関係の観点からも一定の制約になり得ます。このように、当社に一般株主が存在する状況では、カヤバと当社の一般株主との間に利益相反関係が存在することになり、カヤバの経営資源を活用した取引を行うにあたっても、当社の一般株主の利益を考慮する必要があるため、迅速かつ機動的な意思決定が難しい状況にあると認識しています。

かかる状況の中、当社は、本取引が実行され、当社がカヤバの完全子会社となることで、当社グループの企業価値向上を実現できると考えております。具体的には、以下のようなシナジーが実現可能であると考えており、これにより当社が取り組むべき課題や問題意識の解決につながることから、当社グループの企業価値向上に資すると判断しております。

(ア) カヤバグループとの連携の深化

本取引により当社がカヤバの完全子会社となることにより、当社グループとカヤバグループの連携の強化が図られるものと考えています。具体的には、カヤバグループの幅広い業務領域において当社グループと協働・連携することによって、当社の顧客の既存業務領域を拡大して業績増強に繋げられるとともに、製造技術の向上を図ることができます。また、当社は、本取引を通じて、当社がカヤバの完全子会社となることで、カヤバと当社の少数株主の間の利益相反の懸念が無くなります。これにより、製品の企画・設計段階からの共同開発やノウハウ・情報の共有化及びカヤバとの相互連携によるサプライチェーン強化やそれに伴うコスト軽減が可能となるとともに、カヤバの経営資源を活用した取引についてより迅速かつ機動的な意思決定が可能となり、当社グループの企業価値の向上に資すると判断いたしました。

(イ) カヤバグループとの人材交流

本取引後は、カヤバとの人材交流を通じて、カヤバが有する人材リソースを活用し、当社のコーポレート機能の強化が可能になると考えております。また、当社は、経営人材の確保・育成が喫緊の課題となっておりますが、かかる課題の解消にあたっても、マネジメント人材を含めたカヤバグループの人材リソースの活用が有効であると判断しております。なお、2025年2月6日付当社プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「④ 本公開買付け後の経営方針」に記載のとおり、本取引後の当社の経営体制については、本公開買付けの成立後、当社の現在の経営体制を尊重しつつ、双方の企業価値を更に向上させる観点からカヤバ及び当社との間で協議を行い決定していく予定のことであり、現時点で具体的に決定又は合意している事項はなく、また、カヤバ及び当社との間で当社の経営体制に関して交渉は行っておりません。

(ウ) 上場維持コスト及び関連する業務負担の軽減

本取引後は、有価証券報告書等の継続的な情報開示等の一般株主をはじめとする投資家に対するIR活動等が不要となり、当社株式の上場を維持するために必要な人的・金

錢的なコストが軽減され、この結果、当社が上場維持のために用いてきた経営資源を、当社の事業部門へ振り替えることで、当社の事業の成長の加速に繋げることができるものと考えております。

なお、当社株式が非公開化されることのデメリットとして、独自の資本市場からのエクイティ・ファイナンスによる資金調達を行うことができなくなることや、知名度や社会的信用の向上といった上場会社として享受してきたメリットを享受できなくなることが一般的に挙げられます。当社においては、エクイティ・ファイナンスの活用による資金調達の必要性は当面見込まれていないこと、また、本取引を通じてカヤバの子会社となることで、カヤバの子会社として引き続き社会的な信用力が維持されることを勘案すると、当社株式の非公開化に伴うデメリットは限定的であると考えており、当社株式の非公開化のメリットは、そのデメリットを上回ると判断いたしました。

また、本公開買付価格について、(a) 本公開買付価格である 2,010 円は、公表日の前営業日である 2024 年 11 月 8 日の名古屋証券取引所メイン市場における当社株式の終値 855 円に対して 135.09%、同日までの過去 1 ヶ月間の終値の単純平均値 872 円に対して 130.50%、同過去 3 ヶ月間の終値の単純平均値 903 円に対して 122.59%、同過去 6 ヶ月間の終値の単純平均値 949 円に対して 111.80% のプレミアムをそれぞれ加えた価格であり、かつ、これは、1989 年 10 月に記録した、当社株式の上場来最高値である 1,420 円に 41.55% のプレミアムを加えた価格であり、当社の全ての株主が、当該プレミアム以上の経済利益を享受できる十分な水準のプレミアムが付されていること、(b) 近時の同様の事案（2019 年 7 月から 2024 年 10 月までの期間に公表された日本国内の上場企業の非公開化を目的とした他の公開買付けの事例（ただし、公開買付けが不成立となった事例、マネジメント・バイアウト（MBO）の事例、同意なき買収の事例、公開買付価格のプレミアムが公表日前営業日の終値に対してマイナスとなる公開買付け（いわゆるディスカウント T O B）の事例、及び公開買付けの公表前に事前報道のあった事例を除く。）172 件におけるプレミアムの水準の中央値は、公表日前営業日の終値に対して 42.23%、公表日前 1 ヶ月間の終値単純平均値に対して 43.02%、公表日前 3 ヶ月間の終値単純平均値に対して 42.36%、公表日前 6 ヶ月間の終値単純平均値に対して 43.56%）と比較して高い水準のプレミアムが付された価格であること、(c) 本公開買付価格は、2025 年 2 月 6 日付当社プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(3) 算定に関する事項」に記載されている東京共同会計事務所による当社株式の株式価値の算定結果のうち、市場株価法に基づく算定結果のレンジの上限値を上回っており、かつ、類似上場会社比較法及びディスカウンテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF 法」といいます。）に基づく算定結果のレンジの範囲内の水準となっていること、(d) 本公開買付価格は、2025 年 2 月 6 日付当社プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(6) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「④ 当社における独立した特別委員会の設置及び答申書の取得」に記載のとおり、本特別委員会から取得した、本特別委員会が 2024 年 11 月 11 日付で当社取締役会に対して提出した答申書（以下「2024 年 11 月 11 日付答申書」といいます。）において、妥当であると認められると判断されていること、(e) 2025 年 2 月 6 日付当社プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する

意見の内容、根拠及び理由」の「(6) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載の本公開買付けの公正性を担保するための各措置が講じられており、少数株主の利益への配慮等がなされていると認められること等を踏まえ、本公開買付けは、当社の株主の皆様に対して、合理的な株式の売却の機会を提供するものであると判断いたしました。

なお、本公開買付価格は、当社の2024年8月31日時点の簿価純資産額である24,555,974千円を自己株式控除後の発行済株式数(9,575,483株)で割ることにより算出した1株当たり純資産である2,564円（本公開買付価格は当該金額との比較で21.61%のディスカウント）を下回っているものの、仮に当社が清算する場合にも、簿価純資産価額がそのまま換価されるわけではなく、当社が所有する資産のうち、工場や本社においては、建築後相当程度の年月が経過し老朽化しており、また工場においては、汎用性が乏しく即時一括での売却が困難であることを踏まえると、簿価により売却することは困難であり、また、更地での売却が必要であることが見込まれるもの、その場合には不動産鑑定費用に加えて建物の解体費用及び土壤汚染調査費用等が必要になると考えられること、子会社を含めた当社グループの清算を行う場合、企業の清算に伴い、従業員に対する割増退職金及び弁護士費用等の専門家費用その他相当程度の追加コストが発生することが見込まれること等に鑑みると、当社の清算価値は、現実的には簿価純資産額から相当程度毀損された金額となることが想定されます。なお、当社においては、実際に清算を予定しているわけではないため、清算を前提とする見積書の取得までは行っておらず、本公開買付価格が具体的な検討を経て概算された想定清算コスト等を勘案して算出される、想定の清算価値を上回っていることの確認までは行っておりません。また、純資産価額は会社の清算価値を示すものであり、将来の収益性を反映するものではないため、継続企業である当社の企業価値算定において重視することは合理的ではないと考えております。

以上より、当社は、2024年11月11日開催の取締役会において、2025年2月6日付当社プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(6) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「⑥ 当社における利害関係を有しない取締役（監査等委員を含む。）全員の承認」に記載のとおり、現にカヤバの職員を兼務している田坂康浩氏を除く審議及び決議に参加した当社の取締役7名の全員一致で、同日時点における当社の意見として、本公開買付けが開始された場合には、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対しては、本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議をいたしました。

当社は、上記取締役会において、本公開買付けが開始される際に、当社の本特別委員会に対して、本特別委員会が2024年11月11日付で当社取締役会に対して表明した意見に変更がないか否かを検討し、当社取締役会に対し、変更がない場合にはその旨、変更がある場合には変更後の意見を述べるよう諮問すること、及びかかる本特別委員会の意見を踏まえ、本公開買付けが開始される時点で、改めて本公開買付けに関する意見表明を行うことを併せて決議しておりました。

その後、2024年12月24日、当社は、カヤバから、独占禁止法に基づく必要な手続及び対応が2025年1月下旬をもって完了する見込みである旨の連絡を受領いたしました。これを踏まえ、2025年1月16日、当社は、上記決議に基づき、本特別委員会に対して、本特別委員会が2024年11月11日付答申書の意見に変更がないか否かを検討し、当社取締役会に対し、変更がない場合にはその旨、変更がある場合には変更後の意見を述べるよう要請いたしました。そして、2025年1月28日、当社は、カヤバから、独占禁止法に基づく必要な手続及び対応が完了したことから、本公開買付けを開始するための手続に要する期間等を考慮して、本公開買付前提条件が充足されることを条件に、本公開買付けを2025年2月7日に開始することを予定している旨の連絡を受領いたしました。

本特別委員会は、上記諮問がなされたことを受け、改めて、当社に対して、2024年11月11日以降に（a）本取引の目的及び本取引により見込まれる当社の企業価値向上の具体的な内容、（b）本取引の取引条件の妥当性に重要な影響を与える事情、（c）手続の公正性に重要な影響を与える事象等が発生しているか否かについて事実関係の確認等を行うとともに、上記諮問事項について検討を行った結果、2024年11月11日以後、2025年2月3日までの事情を勘案しても2024年11月11日付答申書の内容を変更すべき事情は見当たらないことを確認し、2025年2月4日に、当社取締役会に対して、従前の意見に変更がない旨の答申書（以下「2025年2月4日付答申書」といいます。）を提出いたしました。

その上で、当社は、本特別委員会から提出された2025年2月4日付答申書の内容を最大限に尊重しながら、2024年11月11日以降の当社の業況や本取引を取り巻く環境に重要な影響を与える事情が発生していないことを踏まえ、本公開買付けに関する諸条件について改めて慎重に検討を行った結果、本日現在においても、2024年11月11日時点における本公開買付けに関する意見を変更する要因はないとの判断いたしました。

以上より、現にカヤバの職員を兼務している田坂康浩氏を除く、審議及び決議に参加した当社の取締役6名の全員一致で、改めて、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対しては、本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議をいたしました。

その後、当社は、2025年3月26日、カヤバより、本公開買付けの結果について、当社株式8,070,358株の応募があり、応募された当社株式の総数が買付予定数の下限（5,276,700株）に達したため、その全てを取得することとなった旨の報告を受けました。この結果、カヤバは、当社の総株主の議決権の数の90%以上を所有するに至り、当社の特別支配株主に該当することとなりました。

このような経緯を経て、当社は、カヤバより、本日付で、2025年2月6日付当社プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(5) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載のとおり、当社株式の全てを取得することにより、当社の株主をカヤバのみとするための一連の手続として、本株式売渡請求をする旨の通知を受けました。

そして、当社は、かかる通知を受け、本株式売渡請求を承認するか否かについて、慎重に協議及び検討を行いました。

その結果、当社は、本日開催の取締役会において、(a) 本株式売渡請求は、本取引の一環として行われるものであるところ、2024年11月11日開催の取締役会において、田坂康浩氏を除く審議及び決議に参加した当社の取締役7名の全員一致で、並びに、2025年2月6日開催の取締役会において、田坂康浩氏を除く審議及び決議に参加した当社の取締役6名の全員一致で決議したとおり、当社は、本取引は当社の企業価値の向上に資するものであると判断しており、当該判断を変更すべき事情は特段生じていないこと、(b) 本売渡対価は、本公開買付価格と同一であるところ、当該価格の決定に際しては、下記「(4) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」に記載のとおり、本取引の公正性を担保するための措置が講じられていること等に鑑みれば、本売渡株主にとって合理的な価格であり、本売渡株主の利益を害することのないよう十分留意されていると考えられること、(c) カヤバは、本売渡対価を、カヤバが保有する現預金を原資として支払うことを予定しており、当社としても、カヤバによる本売渡対価の支払いのための資金の準備状況・確保手段は相当であり、本売渡対価の交付の見込みがあると考えられること、(d) 本売渡対価の交付までの期間及び支払方法について不合理な点は認められず、本株式売渡請求に係る取引条件は相当であると考えられること、(e) 本公開買付けの開始日以降本日に至るまで当社の企業価値に重大な変更は生じていないこと、(f) 本特別委員会が、本売渡対価による本株式売渡請求についても検討をした上で、本取引についての決定は少数株主に不利益なものではない旨の2024年11月11日付答申書及び2025年2月4日付答申書を提出していることを踏まえ、本株式売渡請求は、本売渡株主の利益に配慮したものであり、本株式売渡請求の条件等は公正であると判断し、カヤバからの通知のとおり、本株式売渡請求を承認することを決議いたしました。

上記の当社取締役会においては、当社の取締役7名のうち、田坂康浩氏は、現にカヤバの職員を兼務していることから、利益相反のおそれを回避する観点より、上記取締役会の審議及び決議には参加しておりません。

(2) 算定に関する事項

本株式売渡請求は、本公開買付け後のいわゆる二段階買収の二段階目の手続きとして行われるものであり、本売渡株式対価は本公開買付価格と同一であることから、当社は、本株式売渡請求に係る承認を行うことを決定する際に改めて算定書を取得しておりません。

(3) 上場廃止となる見込み及びその事由

当社株式は、本日現在、名古屋証券取引所メイン市場に上場されておりますが、本株式売渡請求の承認により、当社株式は名古屋証券取引所の上場廃止基準に該当することとなり、本日から2025年5月7日まで整理銘柄に指定された後、2025年5月8日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社株式を名古屋証券取引所メイン市場において取引することはできません。

(4) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置

本株式売渡請求は、本公開買付け後のいわゆる二段階買収の二段階目の手続として行われるものであるところ、2025年2月6日付当社プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(6) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載のとおり、カヤバは

当社の支配株主には該当いたしませんが、カヤバは当社の主要株主かつ筆頭株主であるとともに当社の主要な取引先であることを踏まえ、カヤバ及び当社は、本取引の公正性を担保するとともに、本取引に関する意思決定の恣意性を排除し、当社における意思決定過程の公正性、透明性及び客觀性を確保し、また利益相反の疑いを回避する観点から、それぞれ以下の措置を講じております。

なお、以下の記載のうち、カヤバにおいて実施した措置については、カヤバから受けた説明に基づくものです。

① カヤバにおける独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

カヤバは、本公開買付価格を決定するにあたり、カヤバ及び当社から独立した第三者算定機関としてファイナンシャル・アドバイザーであるみずほ証券株式会社（以下「みずほ証券」といいます。）に対して、当社の株式価値の算定を依頼したことです。なお、みずほ証券は、カヤバ及び当社の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関してカヤバ及び当社との利益相反に係る重要な利害関係を有していないとのことです。また、みずほ証券のグループ企業である株式会社みずほ銀行（以下「みずほ銀行」といいます。）は、カヤバ及び当社に対して、また、みずほ証券のグループ企業であるみずほ信託銀行株式会社（以下「みずほ信託銀行」といいます。）は、カヤバに対して通常の銀行取引の一環としての融資取引等は実施しており、みずほ銀行及びみずほ信託銀行はカヤバの株主たる地位を有しているとのですが、本取引に関してカヤバ及び当社との利益相反に係る重要な利害関係を有していないとのことです。なお、みずほ証券によれば、みずほ証券は法第36条第2項及び金融商品取引業等に関する内閣府令（平成19年内閣府令第52号。その後の改正を含みます。）第70条の4の適用法令に従い、みずほ証券とみずほ銀行及びみずほ信託銀行との間の適切な利益相反管理体制を構築し、かつ実施しており、みずほ銀行及びみずほ信託銀行の貸付人及び株主の地位とは独立した立場で、当社の株式価値の算定を行っているとのことです。カヤバは、当社の株式価値算定にあたり、みずほ証券が過去に上場会社の完全子会社化の事案での第三者算定機関としての実績を有していることに加え、みずほ証券において適切な利益相反管理体制が構築され、かつ実施されていること等に鑑み、第三者算定機関として職務を行うにあたり十分な独立性が確保されていると判断し、みずほ証券を第三者算定機関に選定したことです。

カヤバがみずほ証券から取得した当社の株式価値に関する株式価値算定書の概要については、2025年2月6日付当社プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(3) 算定に関する事項」の「② 公開買付者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」の「(ii) 算定の概要」をご参照ください。

② 当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

当社は、カヤバ及び当社のいずれからも独立した第三者算定機関として、東京共同会計事務所に対して、当社株式の株式価値の算定を依頼し、2024年11月11日、株式価値算定書（以下「当社株式価値算定書」といいます。）を取得しました。なお、東京共同会計事務所は、カヤバ及び当社の関連当事者には該当せず、本公開買付けを含む本取引に関して重要な利害関係を有しておりません。また、本特別委員会は、東京共同会計事務所の独立性に問題がないことを確認し、本特別委員会としても必要に応じて専門的助言を受けることができるることを

確認した上で、東京共同会計事務所を当社の第三者算定機関として承認しております。本取引に係る東京共同会計事務所の報酬は、本取引の成否にかかわらず支払われる固定報酬のみであり、本公開買付けを含む本取引の成立等を条件に支払われる成功報酬は含まれておりません。

当社が東京共同会計事務所から取得した当社株式価値算定書の詳細については、2025年2月6日付当社プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(3) 算定に関する事項」の「① 当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」の「(ii) 算定の概要」をご参照ください。

③ 当社における独立した法律事務所からの助言

当社は、当社取締役会の意思決定の公正性及び適正性を担保するために、カヤバ及び当社のいずれからも独立したリーガル・アドバイザーとして、森・濱田松本法律事務所を選任し、本公開買付けに関する当社取締役会の意思決定の過程、方法その他の本公開買付けに関する意思決定にあたっての留意点に関する法的助言を受けております。なお、森・濱田松本法律事務所は、カヤバ及び当社のいずれの関連当事者にも該当せず、本公開買付けに関して重要な利害関係を有しておりません。また、森・濱田松本法律事務所に対する報酬には、本取引の成立等を条件に支払われる成功報酬は含まれおりません。

④ 当社における独立した特別委員会の設置及び答申書の取得

当社は、2025年2月6日付当社プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「③ 当社における意思決定に至る過程及び理由」に記載のとおり、本臨時取締役会において、本特別委員会を設置いたしましたが、当社は、これに先立つ2024年8月8日に、カヤバから本取引の背景及び目的、想定されるシナジー及びスケジュールを記載した意向表明書を受領しました。当社は、カヤバは当社の支配株主には該当しないものの、カヤバが当社の主要株主かつ筆頭株主であるとともに当社の主要な取引先でもあることを踏まえ、本取引に関する当社の意思決定に慎重を期し、本取引の是非や取引条件の妥当性等についての検討及び判断が行われる過程全般にわたってその公正性を担保する観点から、2024年8月下旬、本取引と同種の取引に関する公表内容等を踏まえ、専門性及び実績等を検討の上、カヤバ及び当社から独立したファイナンシャル・アドバイザーとしてSMB C日興証券を、リーガル・アドバイザーとして森・濱田松本法律事務所を、それぞれ選任し、速やかに、カヤバから独立した立場で、本取引について検討・交渉等を行うことができる体制を構築いたしました。具体的には、特別委員会の委員の候補となる当社の社外取締役及び社外有識者について、カヤバからの独立性を有すること、及び本取引の成否に関する利害関係を有していないことを確認した上で、当社の独立社外取締役（監査等委員）である辻巻真氏及び平山勝觀氏、並びに社外有識者である川城瑛氏（弁護士・サウスゲイト法律事務所・外国法共同事業）の3名によって構成される本特別委員会を設置いたしました。なお、当社は、当初から上記3名を本特別委員会の委員として選定しており、本特別委員会の委員を変更した事実はありません。また、本特別委員会の委員の互選により、川城瑛氏が本特別委員会の委員長に就任しております。なお、本特別委員会の委員

の報酬は、本取引の成否にかかわらず支払われる固定報酬のみであり、本取引の公表や成立等を条件とする成功報酬は含まれておりません。また、川城瑛氏は当社の取締役ではありませんが、当社は、川城瑛氏が、弁護士として多数のM&A案件に関与した経験を有することを理由として、社外有識者として特別委員に就任することを依頼しております。

そして、当社は、本臨時取締役会決議に基づき、本特別委員会に対し、(i) 本公開買付けについて当社取締役会が賛同するべきか否か、及び、当社株主に対して本公開買付けへの応募を推奨するべきか否かについて検討し、当社取締役会に勧告を行うこと、(ii) 当社取締役会における本取引についての決定が、当社の一般株主（少数株主）にとって不利益なものでないかについて検討し、当社取締役会に意見を述べること（なお、(i) の検討に際しては、①当社の企業価値の向上に資するか否かの観点から、本取引の是非について検討・判断するとともに、②当社の一般株主の利益を図る観点から、取引条件の妥当性及び手続の公正性（本取引のために講じられた公正性担保措置の内容を含む。）について検討・判断するものとする。）（以下(i) 及び(ii) を総称して「本諮問事項」といいます。）について諮問いたしました。

また、当社取締役会は、本特別委員会の設置にあたり、当社取締役会における本取引に関する意思決定は、本公開買付けへの賛否を含め、本特別委員会の判断内容を最大限尊重して行うものとすること、及び本特別委員会が本取引の実施又は取引条件が妥当でないと判断した場合には、当社取締役会は本取引の実施を承認しない（本公開買付けに賛同しないことを含む。）ものとすることを決議するとともに、本特別委員会に対し、カヤバとの間で取引条件等について自ら交渉を行うこと（当社役職員やファイナンシャル・アドバイザー若しくは第三者算定機関及びリーガル・アドバイザーを通じた間接的な交渉を含みます。）、本諮問事項に関する答申を行うに際し、必要に応じ、自らの財務若しくは法務等に関するアドバイザー等を選任し（この場合の費用は当社が負担します。）、又は、当社の財務若しくは法務等に関するアドバイザーを指名し若しくは承認（事後承認を含みます。）すること（なお、本特別委員会は、当社のアドバイザー等を信頼して専門的助言を求めることが可能と判断した場合には、当社のアドバイザー等に対して専門的助言を求めることがあります。）、本特別委員会が必要と認める者に本特別委員会への出席を要求し、必要な情報について説明を求めることが、事業計画の内容及び作成の前提に係る情報を含め、当社の役職員から本取引に関する検討及び判断に必要な情報を受領すること、その他本取引に関する検討及び判断に際して必要と本特別委員会が認める事項について権限を付与することを決議いたしました。

本特別委員会は、2024年9月5日から2024年11月8日までに、会合を合計10回、約13時間開催したほか、会合外においても必要に応じて都度電子メール等を通じて、意見表明や情報交換、情報収集等を行い、必要に応じて隨時協議を行う等して、本諮問事項に関し、慎重に検討を行いました。

具体的には、まず、2024年9月5日に開催された第1回の会合において、当社が選任したファイナンシャル・アドバイザーであるSMB C日興証券、リーガル・アドバイザーである森・濱田松本法律事務所、及び第三者算定機関である東京共同会計事務所について、いずれも独立性に問題がないことを確認した上で、その選任を承認しております。

また、本特別委員会は、第1回会合において、当社が社内に構築した本取引の検討体制（本取引に係る検討、交渉及び判断に関与する当社の役職員の範囲及びその職務を含みます。）

に独立性・公正性の観点から問題がないことを確認の上、承認をしております。また、本特別委員会は独立性・公正性の観点から問題がないことを確認の上、当社取締役である佐藤宰氏を、本特別委員会事務局の構成員とすることを承認しております。

その上で、本特別委員会は、当社から、事業内容、経営環境、経営課題やそれに対して現状想定している経営戦略、事業計画の内容及び前提、当社における本取引の検討体制及び検討経緯並びに本取引の背景、目的及び効果等について説明を受け、これらの点に関する検討及び協議を行いました。その中でも、東京共同会計事務所が当社株式の株式価値の算定において基礎とする事業計画に関しては、本特別委員会は、当該事業計画の作成過程において、現にカヤバの役職員を兼任する当社の役職員のみならず、過去にカヤバの職員であった当社の職員は関与させていないことについて確認するとともに、その作成過程においても、作成中の事業計画案の内容、重要な前提条件等について説明を受け、最終的な事業計画の内容、重要な前提条件及び作成経緯等の合理性について確認の上、承認しております。また、カヤバと直接面談を行うこと等を通じて、当社の経営環境、経営課題、本取引の目的及び背景（本取引に係る提案を上記の時期に行うに至った背景を含みます。）、経緯、非公開化の必要性、目的及び効果等、本取引後の経営方針、本取引のスキーム、本取引における諸条件等について、確認を行いました。

さらに、本特別委員会は、東京共同会計事務所から、当社株式の株式価値の算定に関する説明を受け、質疑応答を行った上で、当該算定結果の合理性について検討いたしました（なお、東京共同会計事務所は、DCF法の算定の基礎とした当社の事業計画について、複数回に亘って当社と質疑応答を行い、その内容を分析及び検討しており、また、本特別委員会は、その内容及び作成経緯等について、当社の一般株主の利益に照らして不合理な点がないことを確認しております。）。また、森・濱田松本法律事務所から、本特別委員会の意義・役割等を含む本取引の手続面における公正性を担保するための措置、並びに本取引に係る当社取締役会の意思決定の方法及び過程その他の利益相反を回避するための措置の内容について助言を受けました。そして、本特別委員会は、当社から、当社とカヤバとの間における本取引に係る協議・交渉の経緯及び内容等につき適時に報告を受けた上で、本特別委員会において協議し、本公開買付価格につき、2025年2月6日付当社プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「③ 当社における意思決定に至る過程及び理由」に記載のとおり交渉が行われ、カヤバから本公開買付価格を1株当たり2,010円とする旨の提案を受けるに至るまで、カヤバに対して本公開買付価格の増額を要請すべき旨を当社に複数回意見するなどして、カヤバとの交渉過程に実質的に関与いたしました。その結果、当社は、2024年11月8日、カヤバから、本公開買付価格を1株当たり2,010円とすることを含む提案を受け、結果として合計5回の提案を受け、本公開買付価格を引き上げております。

以上の経緯で、本特別委員会は、本諮問事項について慎重に審議及び検討を重ねた結果、2024年11月11日付で、当社取締役会に対し、委員全員の一致で、大要以下の内容の2024年11月11日付答申書を提出いたしました。

(i) 答申内容

- (a) 本取引は、当社の企業価値の向上に資すると考えられ、本公開買付けについて当社取締役会は賛同するべきと考える。また、当社の一般株主の利益を図る観点から検討した結果、本取引の取引条件は、妥当と認められ、本取引のために講じられた公正性担保措置の内容を含めて本取引の手続全体が公正に行われたものと認められる。したがって、当社は、当社株主に対して本公開買付けへの応募を推奨するべきと考える。
- (b) その他本特別委員会において、本公開買付けを含む本取引が当社の一般株主にとって不利益なものであると考える事情として指摘すべき問題点や懸念は特に見当たらない。結論として、本取引は当社の一般株主にとって不利益なものではないと判断する。

(ii) 答申理由

i. 当社は本公開買付けについて賛同の意見表明をすべきか否か

本特別委員会は、本取引の目的及び本取引により見込まれる当社の企業価値向上の具体的な内容について、カヤバ及び当社に対して、それぞれヒアリングを実施し、2025年2月6日付当社プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「② カヤバが本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」及び「③ 当社における意思決定に至る過程及び理由」の「(iii) 当社の意思決定の内容」に記載の内容の説明を受け、その具体的な内容を確認し検討した。ヒアリングによれば、カヤバグループは、当社売上高の3割超を占める最大取引先であり、カヤバ及び当社は海外合弁会社3社を有すること等、2024年11月11日時点における当社とカヤバの事業上の関係性を踏まえると、本取引を実施することにより、カヤバグループとの連携の深化による調達安定化、コスト低減、製品企画・開発の強化は具体的に見込まれ、また、当社における経営人材の確保・育成という当社の経営課題を踏まえると、カヤバグループとの人材交流は有効な対応策と考えていることである。加えて、本取引に伴う非公開化により上場維持コスト及び関連する業務負担の軽減も見込むことができるとのことである。本特別委員会において、公表情報の調査並びにカヤバ及び当社それとの質疑応答を行った限りにおいて、2025年2月6日付当社プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」のシナジーに関する説明に不合理な点は見当たらず、いずれも具体的かつ現実的であり、本取引は当社の企業価値の向上に資すると判断するに至った。

なお、本取引に伴い、当社が非公開化されることのデメリットとして懸念され得る事項として、①資本市場からエクイティ・ファイナンスによる資金調達を行うことができなくなることや、②当社自体が上場会社であることに伴う知名度や社会的信用の喪失による人材採用や顧客との取引関係への悪影響、③カヤバグループと競合する可能性のある取引先との取引への影響も考えられるものの、当社においてエクイティ・ファイナンスは当面見込まれないこと、株式会社東京証券取引所プライム市場に上場するカヤバのグループ企業となることが、かえってブランドとしての信用力向上につながると考えられること、カヤバグループが、当社の取引先との競合関係の有無にかかわらず当社の現行の取引関係を維持する方針であることを踏まえ、当社株式の非公開化に伴うデメリットは限定的であると判断した。

したがって、2024年11月11日時点においては、本取引は当社の企業価値向上に資する

ものと考えられるため、本公開買付けに対しては賛同の意見表明をすべきである。

ii. 当社の株主に対して本公開買付けへの応募を推奨すべきか

(a) 本取引の取引条件の妥当性

以下の各理由から、本特別委員会としては、2024年11月11日時点における判断として、当社の一般株主の利益を図る観点から、本取引の取引条件の妥当性は確保されていると判断した。

ア. 東京共同会計事務所による株式価値算定書

当社が、カヤバ及び当社から独立した第三者算定機関である東京共同会計事務所から取得した株式価値算定書によれば、当社株式の1株当たり株式価値は、市場株価法によると872円から949円、類似上場会社比較法によると1,818円から2,029円、DCF法によると1,904円から2,592円とされている。

本特別委員会は、東京共同会計事務所から株式価値評価に用いられた算定方法について詳細な説明を受けるとともに、評価手法の選択、割引率の算定根拠、継続価値の算定方法の選択、余剰現預金や投資有価証券を含む非事業用資産の取扱い等に関する質疑応答を行った上で検討したが、不合理な点は認められなかった。また、算定との基礎となる事業計画については、その作成過程、内容及び重要な前提条件について、当社に対する質疑応答を行い、同事業計画の作成過程にカヤバからの関与は一切なく、事業計画の作成経緯に不合理な点はないことを確認した。

そして、本公開買付価格は、東京共同会計事務所の株式価値算定書における市場株価法における算定結果のレンジの上限の2倍を超過するとともに、類似上場会社比較法における算定結果のレンジの上限に近い価格となっている。また、DCF法による算定結果のレンジの範囲内となっている。

加えて、本公開買付価格は、2024年11月8日の名古屋証券取引所メイン市場における当社株式の終値855円に対し135.09%、2024年11月8日までの直近1ヶ月間の終値単純平均値872円に対して130.50%、直近3ヶ月間の終値単純平均値903円に対して122.59%、直近6ヶ月間の終値単純平均値949円に対して111.80%のプレミアムをそれぞれ加えた価格である。これは近時の公開買付けを用いた非公開化事例におけるプレミアム水準に照らしても非常に高い水準である。また、本公開買付価格は、当社株式の上場来高値である1,420円を大幅に上回っていることをも考え合わせるならば、本公開買付価格は、当社の株主に対して合理的な売却機会を付与するものと評価できる。

イ. PBRとの関係

本公開買付価格は、2025年2月期第2四半期末（2024年8月31日）時点における1株当たり連結簿価純資産額を下回っている。しかし、仮に当社が清算する場合であっても、工場施設その他の事業用資産に関しては一括処分を想定した場合の減額や清算に伴う追加コストの発生等による毀損が見込まれるため、簿価純資産額がそのまま換価される訳ではない。加えて、純資産額は当社の将来の収益性を反映するものでな

いため、継続企業である当社の株式価値の算定において、過度に重視しすぎることも相当ではない。本特別委員会は、カヤバからの公開買付価格に関する提案を評価するための指標の一つとして、PBRを重視した交渉を実施したが、上記の理由から、本特別委員会としても、1株当たり簿価純資産額が当社株式の公正価値の最低価格となるという考え方を採用していない。したがって、本公開買付価格が、当社1株当たり連結簿価純資産額を下回ることの一事をもって本取引の取引条件の妥当性が否定されるものではない。

ウ. 交渉過程の公正性

下記「(b)手続の公正性」に記載のとおり、本公開買付けを含む本取引に係る交渉過程の手続は公正であると認められるところ、本公開買付価格は、かかる交渉の結果も踏まえて決定されたものであると認められる。

エ. 本公開買付け後のスクイーズアウト手続の条件

本公開買付けに応募しなかった少数株主には、本公開買付けの後に実施される予定の当社をカヤバの完全子会社とするための一連の手続（以下「本スクイーズアウト手続」といいます。）において、最終的に金銭が交付されるが、当該手続において交付される金銭の額は、本公開買付価格に株主が所有していた株式の数を乗じた価格と同一となるよう算定される予定である。

(b) 手続の公正性

以下の各要素を踏まえ、本特別委員会としては、2024年11月11日時点における判断として、当社の一般株主の利益を図る観点から、本取引においては、十分な公正性担保措置が講じられており、意思決定過程の公正性は担保されていると判断した。

ア. 本特別委員会の設置

当社は、本臨時取締役会において、本取引に係る当社の意思決定に慎重を期し、本取引の検討プロセスに関する当社の意思決定の恣意性を排除し、本取引の是非や取引条件の妥当性等についての検討及び判断が行われる過程全般にわたってその公正性を担保する観点から、本特別委員会の設置を決定し、カヤバ及び当社と利害関係を有しない、当社の独立社外取締役（監査等委員）である辻巻真氏（辻巻総合法律事務所代表弁護士）及び当社の独立社外取締役（監査等委員）である平山勝觀氏（税理士、平山勝觀税理士事務所代表）並びに川城瑛氏（弁護士、サウスゲイト法律事務所・外国法共同事業パートナー）の3名を委員として選任した。また、本臨時取締役会において、本特別委員会による答申内容を最大限尊重した意思決定を行うこと及び本特別委員会が本取引の実施または取引条件が妥当でないと判断した場合には、その実施を承認しないことを決議している。なお、本特別委員会の委員の報酬については固定額となっており、本公開買付けを含む本取引の公表や成立等を条件とする成功報酬は含まれていない。

イ. 当社による協議・交渉

2025年2月6日付当社プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」「③ 当社における意思決定に至る過程及び理由」の「(ii) 交渉の経緯」に記載のとおり、当社は、2024年10月7日にカヤバから初回の公開買付価格（1株当たり1,400円）の提案を受けて以来、本公開買付価格について、実質的協議・交渉をカヤバとの間で複数回にわたって行っている。具体的には、SMB C日興証券を窓口として、本特別委員会が承認した回答書の提示を含む価格交渉を実施し、最終的に1株当たり2,010円という本公開買付価格の決定に至るまでには、本特別委員会の指示に基づき計4回の価格引き上げ要請を行い、総額610円の価格引き上げを引き出している。

ウ. 外部専門家からの専門的助言の取得

当社は、カヤバ及び当社から独立した第三者算定機関として、東京共同会計事務所に当社株式の株式価値算定を依頼するとともに、独立したリーガル・アドバイザーとして森・濱田松本法律事務所を、ファイナンシャル・アドバイザーとしてSMB C日興証券を選任し、本公開買付けに関する当社取締役会の意思決定の過程、方法その他の本公開買付けに関する意思決定にあたって専門的助言を受けている。

エ. 本取引の交渉過程における特別利害関係人の不関与

当社は、2024年7月31日、カヤバから、カヤバの社内で本取引の検討を開始した旨及び本取引について具体的に協議を開始したい旨の伝達を受けた時点以降、現にカヤバの役職員を兼任する当社の役職員のみならず、過去にカヤバの職員であった当社の職員について、当社株式の価値評価の基礎となる当社が作成した2025年2月期から2027年2月期までの3期分の事業計画（以下「本事業計画」といいます。）の作成過程や、当社とカヤバとの間の本公開買付価格を含む本取引に係る取引条件に関する交渉過程に関与させていない。その他、本取引に係る協議、検討及び交渉の過程で、本取引に特別な利害関係を有する者が当社側に不当な影響を与えたことを推認させる事実は認められない。

なお、当社取締役のうち、現にカヤバの従業員を兼務している田坂康浩氏は、本取引に係る当社取締役会の審議及び決議には参加しておらず、また当社の立場において、本取引に関する検討並びにカヤバとの協議及び交渉に参加していない。

オ. マジョリティ・オブ・マイノリティ条件の設定

カヤバは本公開買付けにおいて買付予定数の下限を、カヤバと重要な利害関係を有さない当社の株主が所有する当社株式の数の過半数、すなわち、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ(majority of minority)」に相当する数を上回る数に設定する予定である。かかる条件の設定は、一般株主の過半数による応募が得られない場合には、本公開買付けを実施しないこととなるため、一般株主の意思に配慮するものと評価できる。

カ. 取引保護条項の不存在

カヤバと当社は、当社が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、当該対抗的買収提案者が当社との間で接触等を行うことを制限するような内容の合意を行っていない。

キ. 本公開買付けに対する応募について適切な判断機会の確保

本公開買付けに応募しなかった少数株主は、本公開買付けの後に実施される予定の本スクイーズアウト手続において、最終的に金銭が交付されることになるところ、当該手続において交付される金銭の額については、本公開買付価格に株主が所有していた株式の数を乗じた価格と同一となるよう算定されるとのことであり、強圧性が生じないよう公正性の担保に配慮されているといえる。

また、カヤバは、法令に定められた公開買付けに係る買付け等の最短期間が 20 営業日であるところ、公開買付期間を 30 営業日に設定する予定のことである。公開買付期間を法令に定められた最短期間に照らして比較的長期に設定することにより、上記取引保護条項の不存在とあわせ、対抗的な買付けの機会が確保され、公正性の担保に配慮されているといえる。

(c) 応募推奨の当否

上記 i. 及び ii. の検討によれば、本取引の取引条件は妥当と認められ、その意思決定過程の手続も公正性が担保されていたと評価できる。したがって、本公開買付けは、当社の一般株主の利益が図られており、当社取締役会としては、当社株主に対して本公開買付けへの応募を推奨することが相当であると判断するに至った。

並. 本取引についての決定が、当社の一般株主（少数株主）にとって不利益なものでないか

本取引においては、本公開買付けにより、当社株式の全てを取得できなかった場合には、株式等売渡請求又は株式併合による本スクイーズアウト手続により、カヤバが当社を完全子会社化することが予定されている。上記「ii. (b) キ. 本公開買付けに対する応募について適切な判断機会の確保」に記載のとおり、本公開買付けに応募しなかった少数株主に対して、本スクイーズアウト手続で交付される金銭の額は、本公開買付価格に株主が所有していた株式の数を乗じた金額と同一となるよう算定されるとのことであり、仮に当社株主が本公開買付けに応募しなかったとしても不利に取り扱われることが予想される状況には陥らないよう、強圧性を排除する配慮がなされていると認められる。

その他上記 i. 及び ii. において検討した諸事項以外の点に関して、本特別委員会において、本公開買付けを含む本取引が当社の一般株主にとって不利益なものであると考える事情として指摘すべき問題点や懸念は特に見当たらない。結論として、本取引は当社の一般株主にとって不利益なものではないと考える。

その後、2024 年 12 月 24 日、当社は、カヤバから、独占禁止法に基づく必要な手続及び対応が 2025 年 1 月下旬をもって完了する見込みである旨の連絡を受領いたしました。これを踏まえ、2025 年 1 月 16 日、当社は、上記決議に基づき、本特別委員会に対して、本特別委員会

が 2024 年 11 月 11 日付答申書の意見に変更がないか否かを検討し、当社取締役会に対し、変更がない場合にはその旨、変更がある場合には変更後の意見を述べるよう要請いたしました。そして、2025 年 1 月 28 日、当社は、カヤバから、独占禁止法に基づく必要な手続及び対応が完了したことから、本公開買付けを開始するための手続に要する期間等を考慮して、本公開買付前提条件が充足されることを条件に、本公開買付けを 2025 年 2 月 7 日に開始することを予定している旨の連絡を受領いたしました。

本特別委員会は、上記諮問がなされたことを受け、2025 年 2 月 4 日に第 11 回特別委員会を約 15 分開催し、改めて、当社に対して、2024 年 11 月 11 日以降に（a）本取引の目的及び本取引により見込まれる当社の企業価値向上の具体的な内容、（b）本取引の取引条件の妥当性に重要な影響を与える事情、（c）手続の公正性に重要な影響を与える事象等が発生しているか否かについて事実関係の確認等を行うとともに、上記諮問事項について検討を行った結果、2024 年 11 月 11 日以後、2025 年 2 月 3 日までの事情を勘案しても 2024 年 11 月 11 日付答申書の内容を変更すべき事情は見当たらないことを確認し、2025 年 2 月 4 日に、当社取締役会に対して、2025 年 2 月 4 日付答申書を提出いたしました。

⑤ 当社における独立した検討体制の構築

2025 年 2 月 6 日付当社プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「③ 当社における意思決定に至る過程及び理由」の「(i) 検討体制の構築」に記載のとおり、当社は、構造的な利益相反の問題を排除する観点から、カヤバから独立した立場で、本取引に係る検討、交渉及び判断を行う体制を社内に構築いたしました。

具体的には、当社は、2024 年 7 月 31 日、カヤバから、カヤバの社内で本取引の検討を開始した旨及び本取引について具体的に協議を開始したい旨の伝達を受けた時点以降、構造的な利益相反の問題を排除する観点から、現にカヤバの役職員を兼任する当社の役職員のみならず、過去にカヤバの職員であった当社の職員について、当社株式の価値評価の基礎となる本事業計画の作成過程や、当社とカヤバとの間の本公開買付価格を含む本取引に係る取引条件に関する交渉過程に関与させないこととしており、かかる取り扱いを継続しております。

また、かかる取り扱いを含めて、当社の社内に構築した本取引の検討体制（本取引の検討、交渉及び判断に關与する当社の役職員の範囲及びその職務を含みます。）に独立性の観点から問題がないことについては本特別委員会の確認を経ております。

⑥ 当社における利害関係を有しない取締役（監査等委員を含む。）全員の承認

当社は、森・濱田松本法律事務所から受けた法的助言、東京共同会計事務所から取得した当社株式価値算定書の内容を踏まえつつ、本特別委員会から提出を受けた 2024 年 11 月 11 日付答申書の内容を最大限尊重しながら、本取引に関する諸条件について企業価値の向上ひいては株主利益の最大化の観点から慎重に検討を行いました。

その結果、2025 年 2 月 6 日付当社プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「③ 当社における意思決定に至る過程及び理由」の「(iii) 当社の意思決定の内容」に記載のとおり、本公開買付けを含む本取引は当社の企業価値の向上に資するとともに、本公開買付価格（2,010

円）は当社の一般株主の皆様が享受すべき利益が確保された妥当な価格であり、本公開買付けは、当社の一般株主の皆様に対して適切なプレミアムを付した価格での合理的な当社株式の売却の機会を提供するものであると判断し、2024年11月11日開催の取締役会において、田坂康浩氏を除く審議及び決議に参加した当社の取締役7名の全員一致で、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対しては、本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議をいたしました。

その後、2024年12月24日、当社は、カヤバから、独占禁止法に基づく必要な手続及び対応が2025年1月下旬をもって完了する見込みである旨の連絡を受領いたしました。これを踏まえ、2025年1月16日、当社は、上記決議に基づき、本特別委員会に対して、本特別委員会が2024年11月11日付答申書の意見に変更がないか否かを検討し、当社取締役会に対し、変更がない場合にはその旨、変更がある場合には変更後の意見を述べるよう要請いたしました。そして、2025年1月28日、当社は、カヤバから、独占禁止法に基づく必要な手續及び対応が完了したことから、本公開買付けを開始するための手続に要する期間等を考慮して、本公開買付前提条件が充足されることを条件に、本公開買付けを2025年2月7日に開始することを予定している旨の連絡を受領いたしました。

本特別委員会は、上記諮問がなされたことを受け、改めて、当社に対して、2024年11月11日以降に（a）本取引の目的及び本取引により見込まれる当社の企業価値向上の具体的な内容、（b）本取引の取引条件の妥当性に重要な影響を与える事情、（c）手続の公正性に重要な影響を与える事象等が発生しているか否かについて事実関係の確認等を行うとともに、上記諮問事項について検討を行った結果、2024年11月11日以後、2025年2月3日までの事情を勘案しても2024年11月11日付答申書の内容を変更すべき事情は見当たらないことを確認し、2025年2月4日に、当社取締役会に対して、2025年2月4日付答申書を提出いたしました。

その上で、当社は、本特別委員会から提出された2025年2月4日付答申書の内容を最大限に尊重しながら、2024年11月11日以降の当社の業況や本取引を取り巻く環境に重要な影響を与える事情が発生していないことを踏まえ、本公開買付けに関する諸条件について改めて慎重に検討を行った結果、本日現在においても、2024年11月11日時点における本公開買付けに関する意見を変更する要因はないとの判断いたしました。

以上より、現にカヤバの職員を兼務している田坂康浩氏を除く、審議及び決議に参加した当社の取締役6名の全員一致で、改めて、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対しては、本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議をいたしました。

なお、取締役の田坂康浩氏は、現にカヤバの職員を兼務していることから、利益相反のおそれを回避する観点より、上記取締役会の審議及び決議には参加しておらず、また当社の立場において、本取引に関する検討並びにカヤバとの協議及び交渉に参加しておりません。

⑦ マジョリティ・オブ・マイノリティ (majority of minority) を上回る買付予定数の下限の設定

カヤバは、本公開買付けにおいて、買付予定数の下限を5,276,700株（所有割合：55.11%）と設定しており、本公開買付けに応じて応募された株券等（以下「応募株券等」といいます。）の数の合計が買付予定数の下限（5,276,700株）に満たない場合には、応募株券等の全部の買

付け等を行わないとのことです。なお、買付予定数の下限である 5,276,700 株（所有割合：55.11%）は、カヤバと重要な利害関係を有さない当社の株主（注）が所有する当社株式の数に係る議決権の数の過半数に相当する株式数、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ（majority of minority）」（当社が 2025 年 1 月 10 日付で公表した「2025 年 2 月期 第 3 四半期決算短信〔日本基準〕（連結）」に記載された 2024 年 11 月 30 日現在の発行済株式総数（9,621,550 株）から、同日現在の当社が所有する自己株式数（46,067 株）及びカヤバが本日現在所有する当社株式の数（1,107,000 株）を控除した株式数（8,468,483 株）に係る議決権の数（84,684 個）の過半数に相当する数（42,343 個）に相当する当社株式数（4,234,300 株））を上回る株式数となるとのことです。

これにより、当社の一般株主の皆様の意思を重視して、カヤバの利害関係者以外の株主の皆様の過半数の賛同が得られない場合には、本公開買付けを含む本取引を行わないことになるとのことです。

（注）本公開買付けにおいては、カヤバと応募契約を締結した株主が存在しないことから、カヤバを除いて、カヤバと重要な利害関係を有する当社の株主は存在しないとのことです。

⑧ 取引保護条項の不存在

カヤバと当社は、当社が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、当該対抗的買収提案者が当社との間で接触等を行うことを制限するような内容の合意を行っておらず、対抗的な買付け等の機会を妨げないこととすることにより、本公開買付けの公正性の担保に配慮しております。

⑨ 当社の株主が本公開買付けに応募するか否かについて適切に判断を行う機会を確保するための措置

カヤバは、2025 年 2 月 6 日付当社プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(5) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載のとおり、(i) 本公開買付けの決済の完了後速やかに、カヤバが本公開買付けの成立により取得する株式数に応じて、当社株式の全ての株式売渡請求をすること又は株式併合及び株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む臨時株主総会の開催を当社に要請することを予定しており、当社の株主の皆様に対して株式買取請求権又は価格決定請求権が確保されない手法は採用しないこと、(ii) 株式売渡請求又は株式併合をする際に、当社の株主の皆様に対価として交付される金銭は本公開買付価格に当該各株主（カヤバ及び当社を除きます。）の所有する当社株式の数を乗じた価格と同一になるように算定されることを明らかにしていることから、当社の株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについて適切に判断を行う機会を確保し、これをもって強圧性が生じないように配慮しているとのことです。

また、カヤバは、2024 年 11 月 11 日付で本公開買付けの開始予定に関する公表を行い、当該公表より本公開買付けの開始までに約 3 ヶ月弱の期間が経過しているため、カヤバ以外の者による当社株式に対する買付け等の機会は確保されているものと考えているとのことです。さらに、カヤバは、法令に定められた公開買付けに係る買付け等の最短期間が 20 営業日であ

るところ、公開買付期間を30営業日に設定しているとのことです。このように、公開買付期間を法令に定められた最短期間に照らして比較的長期に設定することにより、当社の株主の皆様に本公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保し、もって本公開買付価格の公正性を担保することを企図しているとのことです。

4. 本売渡対価の支払のための資金を確保する方法についての定めの相当性その他の本売渡対価の交付の見込みに関する事項（会社法第179条の5第1項第4号、会社法施行規則第33条の7第2号）

カヤバは、本売渡対価を、カヤバが保有する現預金によって支払いを行うことを予定しているところ、本公開買付けに係る公開買付届出書の添付書類として提出された株式会社みずほ銀行作成の2025年2月6日付けの同社の預金残高証明書を確認した結果、同社が本売渡対価の支払のための資金を確保できると合理的に認められること、また、本売渡対価の支払いに影響を及ぼす事象は発生しておらず、今後発生する可能性も現在認識していないこと等から、カヤバによる本売渡対価の支払のための資金の準備状況・確保手段は相当であり、本売渡対価の交付の見込みがあると判断しております。

5. 本株式売渡請求に係る取引条件についての定めの相当性に関する事項（会社法第179条の5第1項第4号、会社法施行規則第33条の7第3号）

本売渡対価は、取得日以降合理的な期間内に、取得日の前日の最終の当社の株主名簿に記載又は記録された本売渡株主の住所又は本売渡株主が当社に通知した場所において、当社による配当財産の交付の方法に準じて交付されるものとします。ただし、当該方法による本売渡対価の交付ができなかった場合には、当社の本店所在地にて当社が指定した方法により（本売渡対価の交付についてカヤバが指定したその他の場所及び方法があるときは、当該場所及び方法により）、本売渡対価を交付するものとされているところ、本売渡対価の交付までの期間及び支払方法について不合理な点は認められないことから、本株式売渡請求に係る取引条件は相当であると判断しております。

6. 当社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法第179条の5第1項第4号、会社法施行規則第33条の7第4号）

該当事項はありません。

以上